

市報第1号

横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分
報告

横浜市国民健康保険条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和2年4月15日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和2年5月12日提出

横浜市長 林 文子

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
。

令和2年4月15日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第19号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(4) 傷病手当金の支給

第11条の3の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第11条の4 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれ

らの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が、健康保険法第40条第1項の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級(同条第2項の規定により最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級)の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円

に切り上げるものとする。) を超えるときは、当該相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 第1項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けられる者又は同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けられる者に対しては、これらを受けられることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部の支払又は休業補償等を受けられる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けられる場合には、行わない。

付則に次の1項を加える。

（傷病手当金の支給に関する規定の失効）

20 第5条第4号及び第11条の4の規定は、令和2年9月30日以後の規則で定める日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給（以下「支給」という。）を始める日が失効日以前である場合の支給につい

ては、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から適用する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$

（保険給付の種類）

第5条 保険給付の種類は、法に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 傷病手当金の支給

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第11条の4 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）

の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その額が、健康保険法第40条第1項の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級（同条第2項の規定により最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級）の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 第1項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けることができる者又は同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けすることができる者に対しては、これらを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等一部の支払又は休業補償等を受けすることができる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

付 則

(第1項から第19項まで省略)

(傷病手当金の支給に関する規定の失効)

20 第5条第4号及び第11条の4の規定は、令和2年9月30日以後の規則で定める日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給(以下「支給」という。)を始める日が失効日以前である場合の支給については、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の

同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)